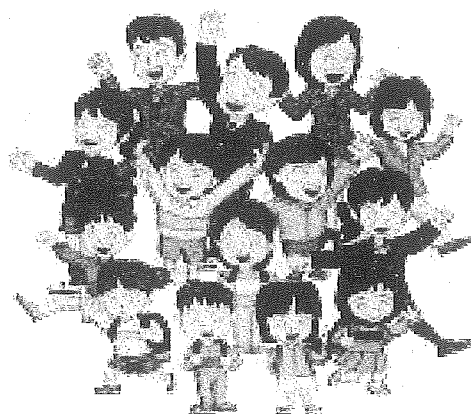


野 洲 市 こ ど も の 家 持 続 あ る 運 営 を 考 え る 委 員 会 提 言 書



平成25年5月

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

目 次

はじめに	1
第1節 持続ある運営についての提言の主旨	
1. 提言の主旨	2
2. 提言の位置付け	2
第2節 野洲市こどもの家の持続ある運営を目指して	
1. 野洲市こどもの家事業の評価について	3
2. 指導員の確保と適正配置について	3
3. 保育システムのあり方について	4
4. 受益者負担のあり方について	5
5. 子ども達の育ちと保育について	7
おわりに	8

野洲市こどもの家の持続ある運営を考える委員会提言書 資料編 目次

◎野洲市こどもの家の運営状況について 第1回委員会 (H24.12.19)

1. 市内の児童数及びこどもの家の入所児童数の推移	9
2. こどもの家指導員数	11
3. こどもの家の運営負担の考え方	12
4. 野洲市社会福祉協議会収支計算書(学童保育事業分)	14

◎野洲市こどもの家指導員の就労状況について 第2回委員会 (H25.2.6)

1. 指導員の勤務状況	19
2. 指導員の就労状況の分析	23

◎保育の質を担保した運営と受益者負担のあり方について

第3回委員会 (H25.4.23)

1. 保育の質を担保した運営について	24
2. 受益者負担のあり方について	25
3. 季節入所保育料について	27

◎野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会概要

1. 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会規則	31
2. 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会委員名簿	33

はじめに

本市で展開されているこどもの家事業については、予定されていた施設整備が平成23年度末で完了し、待機児童が解消されました。このことは、本事業の初期目標を達成し、一定の評価ができると考えられます。

また、本事業は指定管理者制度のもと、平成24年度から5年間、(社)野洲市社会福祉協議会で運営されることが決まっています。

こうした時期を捉えて、本委員会は、今後において本事業が安定した持続可能な事業展開がされるように、本事業の課題を洗い出し、さまざまな課題について、広く市民に理解いただける手法での解決を模索し、議論を重ねて参りました。

提言の内容には、即時に着手頂ける事項から計画的に導入頂く事項までであろうかと思いますが、今後の施策の指針として頂きますよう、さらなるご検討をお願いするものです。

平成25年5月20日

野洲市長 山仲 善彰 様

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

委員長 常諾 眞教

第1節 持続ある運営についての提言の主旨

1. 提言の主旨

野洲市においては、予定していたこどもの家の施設が整備され、「待機児童の解消」が実現しました。

今後は、こどもの家における適正な保育サービスのあり方の議論のもとに、運営経費の膨張を抑え、持続可能な安定した運営を目指した運営面（経営面）の強化が課題となってきました。

については、野洲市のこどもの家事業の現状を分析し、課題を抽出し、解決に向けた取り組みを継続的に実施するべく、事業を安定的に持続・発展させていく方策を模索していかなければなりません。

こうした中、本委員会では、次の事務について調査・検討しました。

- ・こどもの家の事業に関すること
- ・こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること
- ・こどもの家の保育料の額等に関すること

また、こどもの家の事業については、従来は保護者と行政側がこどもの家の運営について協議してきましたが、今回、本委員会では、これに学識経験者や教育関係者また公益の代表者や公募委員を委員に加えて、多方面からのご意見をいただき、こどもの家事業の妥当性についても検証しようとする主旨から提言するものです。

2. 提言の位置付け

本委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関ですので、今回の本委員会からの提言内容は、野洲市の今後におけるこどもの家の事業展開や指定管理者への指導や受益者負担を再考する際などの将来の事業展開や事業の見直しに関して、広く市民の視点からの意見や希望について、行政機関へ具申するものです。

第2節 野洲市こどもの家の持続ある運営を目指して

1. 野洲市こどもの家事業の評価について

●委員会からの意見

- ・待機児童が解消し、こどもの家への入所を希望する世帯にあっては、適切かつ必要な保育サービスが受けられるようになり、このことが子ども一人ひとりや保護者にも周知されている。
- ・子ども達は、地域の中で育っていくことが理想であるが、地域での子育て力が低下している現状から、こどもの家事業は、子育て支援策として一定の成果を上げていると言える。
- ・こどもの家事業は、保護者の就労支援策として下支えする役割を果たしていると言える。

2. 指導員の確保と適正配置について

●現状と課題

- ・季節入所時（春・夏・冬休み）は児童数が増加し、長時間（11時間30分、延長保育含む）の保育であるため、臨時職員を雇用しており、また季節入所時の指導員の確保が困難な状態である。
- ・年間約230件（当初入所件数の30%強）が当初申請時の入所区分から、違う入所区分に変更している。
- ・年間を通じて入退所申請があり、特に翌年度の一斉申込み期間以降も入退所申請があり、クラス編成等に支障をきたしている。
- ・年度途中での入退所の件数が異常に多く、年間の利用者数が読めず、配置指導員にも枠（上限）の設定もない状態であり、制度上問題がある。

●委員会からの提言

《制度改正の考え方》

- ・待機児童が解消され、季節入所児童数が200名を超えるなど、こどもの家事業がスタートされた頃と児童の入所状況が変化しているため、運営基準の見直し（新しい仕組み）が必要である。
- ・多額の市税投入事業であることから、一般市民にも理解が得られる仕組みでなければならない。
- ・持続可能な運営のためには、市としての取り組み（運営基準の見直し）、指定管理者としての取り組み、（指定管理料抑制の努力、コスト意識）、保護者が取り組むべき事柄（運営への関わり、保育料）など、三者それぞれの取り組みが必要である。
- ・季節入所は都合のよいところだけ利用されており、年間を通しての児童の確保を目指して、保育サービスの魅力づくりが必要である。

- ・市運営基準で指導員の資格を有資格者としているが、法的に必置でないのであれば、指導員の資格要件を緩やかになる様に見直しが必要である。

《制度改正の提言》

- ・クラス数の増加に伴い、指導員を増やすこととなるため、クラス編成（延長保育時間等）に工夫が必要である。
- ・季節入所に定員を設け、例えば定員に空きがある範囲で募集するだとか、定員の10%までとするなどが考えられる。
- ・季節入所の定員を1学童の10～20%までとし、かつ低学年を中心に入所できることとする。そして申込みが季節入所定員を超えても、通年入所であれば入所できることとする。
- ・季節入所の定員については、例えばクラス数の増加を伴わない範囲の定員で募集する。
- ・各こどもの家の定数を削減し、児童募集する。

《入所手続きの提言》

- ・毎年、秋以降に退所が多い要因は、保護者の都合で退所させ、翌年度にまた申し込んでいることが考えられる。ついては、同一の就労条件では、再入所できない制度を設ける。（再入所の際に就労証明を提出させる。）
- ・年度途中での申し込みについては、転入等を除き、途中入所申込み時期を設定する。
- ・一斉申込み時期以降の申込みについては、定員（通年・季節）の範囲内での募集とする。
- ・毎年度の事業計画の他に学童保育事業の経営改善計画を策定する。
- ・第三者機関によるこどもの家事業の評価システムを導入する。

《指導員について》

- ・保育の質を担保するには、指導員・加配指導員のスキルアップは不可欠である。指導員の雇用に関しての工夫（変形労働時間制）や計画的な配置など指導員のマネジメントが必要である。
- ・指導員の勤務について、各こどもの家を柔軟に配置替えのできるシステムとする。
- ・指導員の就労状況及び給与面については、嘱託職員・臨時職員ともに概ね妥当な制度と金額と言える。

3. 保育システムのあり方について

●現状と課題

《月の途中での退所について》

- ・月の途中の退所で通年入所の場合にあつては、当該月の保育料を 20 で除した額にその月の入所した日数を乗じて得た額を徴収している。いわゆる日割り計算で、退所日以降の保育料を還付している。
- ・月の途中の退所で季節入所の場合も、当該保育料をその期間の実日数で除した額にその月の入所した日数を乗じて得た額を徴収している。いわゆる日割り計算で、退所日以降の保育料を還付している。

《延長保育・間食について》

- ・通年入所の夕延長件数は、156 件（2 月）～184 件（7 月）の利用がある。
- ・季節入所の朝延長件数は、282 件（3 月）～368 件（9 月）の利用がある。
- ・緊急延長保育申請件数は、毎月 80～100 件の利用があり、翌月に通常の保育料に上乗せして請求している。
- ・月額 1,200 円（実費）で保育時間中におやつを支給している。

●委員会からの提言

《月の途中での退所・延長保育・間食について》

- ・月の途中での退所について、保育料やおやつ代を日割り計算して還付しているが、保護者から見ても過剰サービスであり、月額（又は半月）徴収とし、日割りによる還付は廃止する。
- ・おやつ代を保育料に含める案は、減免規定を適用する際に問題が発生する。前回の料金改定の際も議論となり、別途徴収となったので、問題を残すこととなる。
- ・通年入所から季節入所への変更については、1 回だけ認めてはどうか。

4. 受益者負担のあり方について

●現状と課題

《利用者負担の考え方について》

- ・保育料は、こどもの家運営事業の総経費に対する所要一般財源の 1/2 相当額としているが、保育料収入額は 1/2 相当額を下回っている。
- ・季節入所児童数が増加することにより、算定方法からすると県補助金が減少してしまう。
- ・学童保育所運営事業の総経費に、市職員 1 人分の人件費（雇用経費を含む）が含まれていない。
- ・市の児童福祉施策として、こどもの家事業への市税（一般財源）の投入の妥当性についての検証が必要である。

《特別支援児に係る加配指導員について》

- ・入所児童 726 名中、106 名が特別支援児である。

（H25. 申し込み状況、11/30 現在）

- ・加配指導員の配置について、継続入所児童にあつては、学校を訪問し、特別

支援コーディネーターや加配教諭と協議し、また新規入所児童にあつては、保育園、幼稚園及び発達支援センター等の関係機関から情報収集し、特別支援指導員配置検討委員会を設け、児童一人ひとりの加配指導員の配置比率を検討している。

- ・加配指導員の人件費については、ルール上保護者負担に積算されている。
- ・特別支援児の入所が増加し、保育に必要な加配指導員数が増加となり、人件費増加の要因となっている。
- ・養護学校児童の入所が増加していることと養護学校バス停留所から学童までが遠距離であるために、こどもの家への登所は保護者負担である。(就労支援に繋がらない。)

●委員会からの提言

《利用者負担の考え方について》

- ・季節入所保育料は、通年入所時間からすると低額であると言える。
- ・市の財政状況からも、月額 1,000 円～2,000 円程度の保育料値上げはやむを得ない。
- ・季節保育料のみの値上げでは、季節申込み数の抑制にはなるが、制度上抜け道（短期の通年入所）を残し、課題がある。入退所ルールの改正とセットで考えていく必要がある。
- ・実際問題として、保育料の値上げは、保護者にとってきつい。
- ・保育料を値上げすることを保護者に説明する際、加配指導員に掛かる人件費の増加によるものであるとは説明できない。
- ・通年入所保育料 10,000 円/月が基本となり、季節入所保育料が試算されているが、季節入所が増加している現在の入所状況からして、現行の算定方法を改定する必要がある。
- ・毎年9月以降に退所が増加し、その人たちの分も負担しているのだから、保育時間単価で通年入所も計算し、季節入所も保育時間に応じて料金を設定すべきである。
- ・保育料の額は、実日数で計算するとその月々での額となるが、概ね3種類程度の額で設定することとする。
- ・8月保育料が上がる分、通年保育料が安くなり、年間支払額は同額となるような案にするべきである。
- ・現在の施設で、年間を通しての経費が初めて見えてくるのは、平成24年度決算額であるので、さまざまな取り組みや改善していくスタートラインの額・基準となる額となる。それによって、シミュレーションが変わってくる。
- ・通年と季節入所の定員管理で、利用料の確保と人件費の管理も可能となる。また定員管理することで、経費がどれだけ軽減できるか検証し、それ以外のところでも、どれだけ経費が削減できるのか検証した後に、保育料の値上げを検討していく必要がある。保育料収入額は理解できるが、このシミュレーションだけでは、料金改定の妥当性が判断しにくい。

《特別支援児に係る加配指導員について》

- ・多くの特別支援児が入所し、加配指導員を配置しているが、その費用を利用者に平等に割り振る負担とすることは如何なものか。
- ・特別支援児に掛かる加配指導員の人件費については、公が負担していくこととし、加配指導員の適正な配置をしていくべきではないか。指定管理料から除き、市税で負担するべきである。
- ・加配指導員の人件費を指定管理料から除くと市直営となり、制度が2本立てとなり複雑化する。
- ・加配を必要とする児童は、全員学童に入所しているわけではないので、加配指導員の人件費を市税で負担するならば、学童に入所していない特別支援児の保護者に説明できる市としての整理が必要である。
- ・加配指導員についても、その配置に枠設定を設け、総指導員数の管理が必要である。(その枠の範囲で配置していく。)
- ・加配指導員の配置基準を設ける必要がある。

5. 子ども達の育ちと保育について

●委員会からの提言

- ・子ども達は、学校生活を引かず登所して来る。学校や発達支援センターとの更なる連携と情報共有が必要である。
- ・家庭支援が必要な世帯もおられ、学童保育は、家庭教育の場としての役割が求められている。
- ・学童保育は、子ども達の成長に見合った保育、また特別支援については、社会力を身に付けていけるような保育が必要である。
- ・宿題等も生活習慣として子ども達に身に付くことは良いが、学童保育の義務あるいは学童保育のあるべき姿として掲げることは如何なものか。
- ・学童保育所は、あくまで児童の生活の場であり、支援児と健常児の共生の場とするべく、一緒に保育する上で、個々の配慮が必要な児童について支援するもので、生きる力を身に付けるための機能訓練や教育の場ではない。こどもの家の事業に全てを求められない。
- ・魅力ある学童（こどもの家）づくり・保護者を運営に巻き込む工夫（保護者会行事での共催）が必要である。
- ・公的団体が運営主体となったことにより、入所児童の安全確保が第一となることはやむを得ないのではないか。
- ・保育カリキュラムの充実・運営協議会での議論の活性化などが、退所児童を減らすことに繋がる。
- ・保育の質が担保されても、経営的に改善されたかは判断しにくいので、切り離して議論するべきで、経営的に何をすればどこまで改善できる、といった議論とするべき。

おわりに

本委員会では、昨年の12月から4回に亘り、全国や滋賀県内の学童保育所の状況、また野洲市の財政見通しなどを検証した上で、野洲市こどもの家事業の課題を共通認識し、解決策について議論して参りました。

特に、こどもの家事業の制度改正や保育料については、将来の野洲市を思っの様々な意見があり、思いが込められています。

それぞれの課題に対して、委員会としての方向性は示せたものの、残念ながら、提言内容の実現のための手順等については、議論するに至りませんでした。

つきましては、今後、制度改正のフローや実施に向けた年度別の実施計画など、提言内容が熟度の高い計画となり、適宜実施されますようお願い申し上げまして提言の結びとします。

野 洲 市 こ ど も の 家
持 続 あ る 運 営 を 考 え る
委 員 会 提 言 書

資 料 編

◎野洲市こどもの家の運営状況について

第 1 回委員会 (H24. 12. 19)

◎野洲市こどもの家の運営状況について

1. 市内の児童数及びこどもの家の入所児童数の推移

平成25～30年度学校別児童数及び学級数推計

	中主小	篠原小	祇王小	三上小	野洲小	北野小 (社会増含む)	計
H23年度 児童・生徒数	728	171	587	231	837	551	3105
学級数	25	8	21	11	31	22	118
H24年度 児童・生徒数	702	168	585	224	857	504	3040
学級数	23	8	22	11	30	24	118
H25年度 児童・生徒数	687	168	598	231	865	593	3142
学級数	23	8	22	11	30	25	119
H26年度 児童・生徒数	679	167	604	227	865	614	3156
学級数	22	8	22	11	30	25	118
H27年度 児童・生徒数	664	169	614	221	865	712	3245
学級数	22	8	22	11	31	29	123
H28年度 児童・生徒数	675	173	626	226	890	723	3313
学級数	22	8	23	11	31	29	124
H29年度 児童・生徒数	668	172	620	207	885	725	3277
学級数	22	8	22	10	30	29	121
H30年度 児童・生徒数	675	176	624	229	890	730	3324
学級数	22	8	22	10	30	29	121

- ・ 平成24年5月1日を基準とする。
- ・ 特別支援学級の児童・生徒数及び学級数は内数として記入する。

入所児童数の推移

	H22入所状況(5/1現在) 11学童 定員530人			H23入所状況(5/1現在) 19学童 定員830人			H24入所状況(5/1現在) 24学童 定員1080人			H25申込状況(11/30現在) 24学童 定員1080人			備考
	通年	季節	計	通年	季節	計	通年	季節	計	通年	季節	計	
野洲	116	4	120	147	49	196	152	75	227	154	60	214	平成23年度から 7学童(定員290)
北野	82	12	94	81	9	90	74	23	97	81	22	103	平成24年度から 4学童(定員200)
祇王	112	4	116	131	47	178	132	50	182	133	56	189	平成23年度から 6学童(定員250)
篠原	27	11	38	34	14	48	27	22	49	33	10	43	1学童(定員60)
三上	30	1	31	30	7	37	28	14	42	26	18	44	平成24年度から 2学童(定員70)
中主	83	6	89	80	10	90	73	43	116	97	36	133	平成24年度から 4学童(定員210)
合計	450	38	488	503	136	639	486	227	713	524	202	726	

◎野洲市こどもの家の運営状況について
2. こどもの家指導員数

北野第2	50	加配	北野第3	50	加配	北野第4	50	加配	北野第1	40	加配	北野第3	40	加配	北野第4	40	加配	北野第5	40	加配	北野第6	40	加配
職員数	4		職員数	6		職員数	6		職員数	7		職員数	4		職員数	4		職員数	6		職員数	5	
常勤	2		常勤	3		常勤	2		常勤	3		常勤	3		常勤	2		常勤	3		常勤	2	
非常勤	2		非常勤	3		非常勤	4		非常勤	4		非常勤	1		非常勤	2		非常勤	3		非常勤	3	
(加配)			(加配)			(加配)			(加配)			(加配)			(加配)			(加配)			(加配)		
支援児童数	4		支援児童数	8		支援児童数	11		支援児童数	5		支援児童数	2		支援児童数	4		支援児童数	3		支援児童数	4	

徳原	60	加配	三上第1	36	加配	三上第2	35	加配	中主第1	50	加配	中主第3	60	加配	中主第4	60	加配
職員数	9		職員数	4		職員数	3		職員数	5		職員数	6		職員数	4	
常勤	4		常勤	2		常勤	1		常勤	3		常勤	3		常勤	2	
非常勤	5		非常勤	2		非常勤	2		非常勤	2		非常勤	3		非常勤	2	
(加配)			(加配)			(加配)			(加配)			(加配)			(加配)		
支援児童数	7		支援児童数	4		支援児童数	4		支援児童数	5		支援児童数	4		支援児童数	3	

野洲第1		40	加配	野洲第2		40	加配	野洲第3		40	加配	野洲第4		40	加配	野洲第5		40	加配	野洲第6		40	加配	事務局		共通		890	
職員数	8			職員数	8			職員数	9			職員数	6				職員数	8			職員数	5			職員数	2		職員数	119
常勤	3			常勤	3			常勤	4		1	常勤	2				常勤	3			常勤	2			常勤	2			54
非常勤	5		5	非常勤	5		5	非常勤	5		5	非常勤	4		4		非常勤	5		5	非常勤	3		3	非常勤	0			65
(加配)			5	(加配)			6	(加配)			6	(加配)			4		(加配)			5	(加配)			3	(加配)				70
支援児童数	8			支援児童数	8		8	支援児童数	7			支援児童数	4		4		支援児童数	8			支援児童数	3			支援児童数			支援児童数	106
加配指導員人数																										81,912千円			

備考 ○所長は嘱託数を含む
○加配数は内数で表示

◎野洲市こどもの家の運営状況について
3. こどもの家の運営負担の考え方

一人当たり負担月額

全体の運営費から補助金(国・県)分を控除 控除後の運営費の1/2を保護者負担

国県補助金	保護者	
	市	

平成21年度 153,786,000 (指定管理料)	-	24,023,000 (補助金額)	=	129,763,000 (補助金額控除後)
(決算) 129,763,000	÷	2 (負担割合)	=	64,881,500 (保護者負担年額)
定員あたり				
64,881,500	÷	530 (開所定員)	=	122,418 (保護者負担年額)
122,418	÷	12 (月数)	=	10,201 (保護者負担月額)
利用者あたり				
64,881,500	÷	451 (利用者)	=	143,861 (保護者負担年額)
143,861	÷	12 (月数)	=	11,988 (保護者負担月額)
平成22年度 191,552,744 (指定管理料)	-	33,835,000 (補助金額)	=	157,717,744 (補助金額控除後)
(決算) 157,717,744	÷	2 (負担割合)	=	78,858,872 (保護者負担年額)
定員あたり				
78,858,872	÷	530 (開所定員)	=	148,790 (保護者負担年額)
148,790	÷	12 (月数)	=	12,399 (保護者負担月額)
利用者あたり				
78,858,872	÷	488 (利用者)	=	161,596 (保護者負担年額)
161,596	÷	12 (月数)	=	13,466 (保護者負担月額)
平成23年度 258,382,336 (指定管理料)	-	47,572,000 (補助金額)	=	210,810,336 (補助金額控除後)
(決算) 210,810,336	÷	2 (負担割合)	=	105,405,168 (保護者負担年額)
定員あたり				
105,405,168	÷	730 (開所定員)	=	144,391 (保護者負担年額)
144,391	÷	12 (月数)	=	12,033 (保護者負担月額)
利用者あたり				
105,405,168	÷	639 (利用者)	=	164,953 (保護者負担年額)
164,953	÷	12 (月数)	=	13,746 (保護者負担月額)
平成24年度 338,907,000 (指定管理料)	-	57,097,000 (補助金額)	=	281,810,000 (補助金額控除後)
(予算) 281,810,000	÷	2 (負担割合)	=	140,905,000 (保護者負担年額)
定員あたり				
140,905,000	÷	890 (開所定員)	=	158,320 (保護者負担年額)
158,320	÷	12 (月数)	=	13,193 (保護者負担月額)
利用者あたり				
140,905,000	÷	713 (利用者)	=	197,623 (保護者負担年額)
197,623	÷	12 (月数)	=	16,469 (保護者負担月額)

保護者負担額（保育料・延長保育料・副食代）

153,786,000（指定管理料） - 24,023,000.0（補助金額） = 129,763,000（補助金額控除後）
 平成21年度 129,763,000 の内訳
 （決算）

保護者の負担額	45,206,155円	34.8%
市の負担額	84,556,845円	65.2%

191,552,744（指定管理料） - 33,835,000.0（補助金額） = 157,717,744（補助金額控除後）
 平成22年度 157,717,744 の内訳
 （決算）

保護者の負担額	54,446,630円	34.5%
市の負担額	103,271,114円	65.5%

258,382,336（指定管理料） - 47,572,000.0（補助金額） = 210,810,336（補助金額控除後）
 平成23年度 210,810,336 の内訳
 （決算）

保護者の負担額	63,399,450円	30.1%
市の負担額	147,410,886円	69.9%

338,907,000（指定管理料） - 57,097,000.0（補助金額） = 281,810,000（補助金額控除後）
 平成24年度 281,810,000 の内訳
 （予算）

保護者の負担額	81,543,000円	28.9%
市の負担額	200,267,000円	71.1%

4. 野洲市社会福祉協議会一般会計資金収支計算書（学童保育所事業）

（単位：円）

	勘定科目\経理区分			平成21年度 学童保育所	平成22年度 学童保育所	平成23年度 学童保育所	備考
	大	中	小				
経常活動による収支	収入	会費収入					
		会費収入	会費収入				
			一般会費				
			特別会費				
			賛助会費				
		寄付金収入					
		寄付金収入					
		経常経費補助金収入					
		県補助金収入	県補助金収入				
			介護職員処遇改善交付金補助金収入				
		市補助金収入					
		社協活動費補助金収入	社協活動費補助金収入				
			ボランティアセンター活動補助金収入				
			小地域ふれあいサロン活動補助金収入				
			障がい者地域生活支援事業補助金収入				
			在宅福祉事業運営補助金収入				
			県社協補助金収入				
			地域福祉権利擁護事業費補助金収入				
		助成金収入					
		県社協助成金収入	県社協助成金収入				
			ふれあい基金助成金				
			その他の助成金収入				
		受託金収入		153,786,000	191,552,744	258,382,336	
		市受託金収入	市受託金収入	153,786,000	191,552,744	258,382,336	
			生きがい活動通所支援事業受託金収入				
			小地域ふれあいサロン事業受託金収入				
			給食サービス事業受託金収入				
			福祉センター運営管理受託金収入				
			福祉団体育成事業受託金収入				
			広報音訳事業受託金収入				
			心配ごと相談所設置運営事業受託金収入				
			あったかほほえみサロン事業受託金収入				
			軽度生活支援事業受託金収入				
			学童保育所運営受託金収入	153,786,000	191,552,744	258,382,336	
			ファミリーサポート事業受託金収入				
			介護予防ケアプラン策定事業受託金収入				
		県社協受託金収入					
		生活福祉資金貸付償還指導・事務受託金収入	生活福祉資金貸付償還指導・事務受託金収入				
			離職者支援・事務費受託金収入				
			総合支援資金一般事務費				
			臨時特例つなぎ資金一般事務費				
		事業収入		52,075,210	71,940	76,710	
		参加費収入		600,410	71,940	76,710	
		利用料収入		51,474,800			
		貸付事業等収入					

4. 野洲市社会福祉協議会一般会計資金収支計算書 (学童保育所事業)

(単位:円)

勘定科目\経理区分			平成21年度 学童保育所	平成22年度 学童保育所	平成23年度 学童保育所	備考
大	中	小				
		償還金収入				
		共同募金配分金収入				
		一般募金配分金収入				
		地域配分金収入				
		広域配分金収入				
		歳末たすけあい配分金収入				
		当年度配分金収入				
		剰余金配分金収入				
		未返還金収入				
		未返還金収入				
		負担金収入				
		負担金収入				
		介護保険収入				
		居宅介護料収入				
		介護報酬収入				
		利用者負担金収入				
		居宅介護支援介護料収入				
		利用者等利用料収入				
		居宅介護サービス利用料収入				
		利用料収入				
		自立支援利用料収入				
		利用者負担金収入				
		雑収入	7,850		8,271	
		雑収入	7,850		8,271	
		退職共済預け金差益				
		雑収入	7,850		8,271	
		受取利息配当金収入				
		受取利息配当金収入				
		財政調整基金受取利息配当金収入				
		福祉基金積立預金受取利息配当金収入				
		ふれあい作業所整備基金受取利息配当金収入				
		経理区分間繰入金収入				
		経理区分間繰入金収入				
		法人運営経理区分繰入金収入				
		地域福祉推進事業経理区分繰入金収入				
		学童保育所受託事業経理区分繰入金収入				
		居宅介護支援事業経理区分繰入金収入				
		訪問介護事業経理区分繰入金収入				
		通所介護事業経理区分繰入金収入				
		共同募金配分事業経理区分繰入金収入				
		善意銀行運営管理事業経理区分繰入金収入				
		經常収入計 (1)	205,869,060	191,624,684	258,467,317	

4. 野洲市社会福祉協議会一般会計資金収支計算書(学童保育所事業)

(単位:円)

勘定科目\経理区分			平成21年度 学童保育所	平成22年度 学童保育所	平成23年度 学童保育所	備考
大	中	小				
支 出	人件費支出		136,189,901	164,255,443	224,000,247	
		役員報酬				
		職員俸給	65,618,700	77,815,121	111,999,789	
		職員諸手当	14,482,771	16,235,960	22,029,451	
		非常勤職員給与	45,710,989	56,473,718	69,876,414	
		退職金				
		退職一時金				
		法定福利費	10,377,441	13,730,644	20,094,593	
	事務費支出		3,817,642	3,077,961	3,391,641	
		福利厚生費	513,671	694,037	861,298	
		旅費交通費				
		役職員旅費				
		費用弁償費				
		渉外費			6,300	
		研修費	145,705	119,648	164,749	
		消耗品費	149,346	196,728		
		器具什器費				
		印刷製本費				
		修繕費				
		通信運搬費	110,857	272,565	226,988	
		会議費				
		広報費				
		業務委託費	767,130	445,200	441,000	
		委託費	404,880	311,850	252,000	
		保守料	362,250	133,350	189,000	
		手数料	754,131	100,097	111,982	
		賃借料	1,058,682	925,586	1,327,024	
		租税公課	100,000	100,200	200	
		諸会費	218,120	223,900	252,100	
		雑費				
		退職共済預け金差損				
		雑費				
	事業費支出		65,701,354	20,662,458	31,075,429	
		諸謝金	115,213	207,710	103,435	
		旅費交通費	501,148	373,832	388,010	
		役職員旅費	501,148	373,832	388,010	
		費用弁償費				
		消耗品費	1,849,577	1,801,308	2,719,718	
		器具什器費	1,186,856	1,391,544	2,127,400	
		印刷製本費				
		水道光熱費	3,086,191	3,394,757	5,096,405	
		車輛費	150,373	80,451	203,491	
		燃料費	95,883	103,643	133,847	
		修繕費	665,232	802,047	1,676,857	
		通信運搬費	1,244,783	1,525,295	1,667,519	

4. 野洲市社会福祉協議会一般会計資金収支計算書（学童保育所事業）

（単位：円）

	勘定科目\経理区分			平成21年度 学童保育所	平成22年度 学童保育所	平成23年度 学童保育所	備考
	大	中	小				
			会議費				
			広報費	125,475	386,400	548,100	
			業務委託費	379,600	1,138,620	2,736,051	
			損害保険料	1,130,320	1,095,050	657,120	
			賃借料			1,664,600	
			土地・建物賃借料				
			給食費	6,582,035	6,350,308	7,287,257	
			保健衛生費	200,319	229,125	516,145	
			教養娯楽費	3,461,822	1,729,818	3,448,935	
			利用料預り金支出	44,889,660			
			雑費	36,795	52,550	100,539	
			善銀事業費				
			給付金支出				
			返還金支出				
			貸付事業等支出				
			貸付金支出				
			助成金支出				
			助成金支出				
			助成金支出				
			福祉団体・事業助成金				
			小地域ふれあいサロン活動助成金				
			ふれあい在宅訪問事業助成金				
			生活福祉資金貸付償還指導助成金				
			経理区分間繰入金支出				
			経理区分間繰入金支出				
			法人運営経理区分繰入金支出				
			地域福祉事業経理区分繰入金支出				
			居宅介護支援事業経理区分繰入金支出				
			訪問介護事業経理区分繰入金支出				
			基金運営事業経理区分繰入金支出				
			経常支出計（2）	205,708,897	187,995,862	258,467,317	
			経常活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）	160,163	3,628,882	0	
施設整備等による収支	収	入	施設整備等補助金収入				
			施設整備等寄附金収入				
			固定資産売却収入				
			元入金収入				
			施設整備等収入計（4）	0		0	
	支	出	その他の固定資産取得支出	187,005	840,000		
			車輜運搬具取得支出				
			器具及び備品取得支出	187,005	840,000		
			ソフトウェア取得支出				
			施設整備等支出計（5）	187,005	840,000	0	
			施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）	△187,005	△840,000	0	
財務活	収	入	積立預金取崩収入				
			積立預金取崩収入				

4. 野洲市社会福祉協議会一般会計資金収支計算書（学童保育所事業）

（単位：円）

	勘定科目\経理区分			平成21年度 学童保育所	平成22年度 学童保育所	平成23年度 学童保育所	備考
	大	中	小				
動 による 収 支			基金取崩				
			財政調整基金取崩				
			ふれあい作業所整備基金取崩				
			その他の収入				
			退職共済預け金返還金収入				
			財務収入計（7）	0	0	0	
	支		投資有価証券取得支出				
	出		積立預金積立支出				
			財政調整基金積立預金積立支出				
			福祉基金積立預金積立支出				
			ふれあい作業所施設整備基金				
			その他の支出				
			退職共済預け金支出				
			財務支出計（8）	0	0	0	
			財務活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）	0	0	0	
予備費（10）				0	0	0	
当期資金収支差額合計（11）＝（3）＋（6）＋（9）－（10）				△26,842	2,788,822	0	
前期末支払資金残高（12）				5,388,111	5,361,269	8,150,091	
当期末支払資金残高（11）＋（12）				5,361,269	8,150,091	8,150,091	

◎ 野洲市こどもの家指導員の
就労状況について

第2回委員会 (H25. 2. 6)

◎野洲市こどもの家指導員の就労状況について

1. 指導員の勤務状況

5月のシフト表(第3)

日	曜日	学校行事	学童行事	下校時間	所長	第3学童保育所					
					常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
1	火	交通安全教室2～6年		1年生→15:00 2年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	
2	水	はじめましての会		15:00	C	A	B	D	D	D	
3	木	憲法記念日									
4	金	みどりの日									
5	土	こどもの日									
6	日										
7	月	避難訓練 家庭訪問(～10日)	ブロック部会10:30- (第3)	13:10	C	B	A	D	D	D	
8	火		囃子ミーティング10:30- (第3)	13:10	C	B	A	D	D	D	
9	水			13:10	C	B	A	D	D	D	
10	木		所長会	13:10	C	B	A	D	D	D	
11	金	家庭訪問予備日		1～4年生→15:00 5年生以上→15:50	C	B	A	D	D	D	
12	土										
13	日										
14	月	委員会	合同ミーティング14:00- (第3)	1～4年生→15:00 5年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	
15	火		※台風登録締め切り日	1年生→15:00 2年生以上→15:50	X	A	B	D	D	D	
16	水			15:00	C	A	B	D	D	D	
17	木	芸術鑑賞	手作りおやつ (いちごスムージー)	1・2年生→15:00 3年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	
18	金		全員研修10:30- (ふれあいセンター)	1～3年生→15:00 4年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	
19	土										
20	日										
21	月			1～3年生→15:00 4年生以上→15:50	C	B	X	D	D	D	
22	火		★学習部会10:30- (野洲5)	1年生→15:00 2年生以上→15:50	C	★B	A	D	D	D	
23	水	修学旅行		15:00	C	X	B	D	D	D	
24	木		★支援児部会10:00- (祇王4)	1・2年生→15:00 3年生以上→15:50	C	B	★A	D	D	D	
25	金		誕生会	1～3年生→15:00 4年生以上→15:50	C	B	A	D	D	D	
26	土										
27	日										
28	月			1～3年生→15:00 4年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	
29	火	新体カテスト		1年生→15:00 2年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	
30	水	体カテスト予備日		15:00	C	A	B	D	D	D	
31	木	プール掃除	工作(紙はんが) ※おたより発信	1・2年生→15:00 3年生以上→15:50	C	A	B	D	D	D	

A → 10:00-18:45

B → 10:15-19:00

C → 10:30-19:15

D → 14:00-18:00

E → 14:30-18:30

F → 12:00-18:00

8月のシフト表(第3)

日	曜日	学校行事	学童行事	下校時間	所長	第3学童保育所					
					常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤	非常勤	アルバイト
1	水	県水泳記録会			F	E	A	B	C	C	D
2	木				F	E	A	B	C	D	×
3	金		AM みんな遊び(しっぽとり)		F	E	A	B	C	D	C
4	土										
5	日										
6	月				F	E	A	C	D	B	C
7	火				F	E	A	C	D	B	×
8	水				F	A	E	C	C	B	D
9	木		市内学童交流会		F	A	9:15-E	C	B	D	×
10	金		デイサービス訪問		F	A	E	C	D	B	C
11	土										
12	日										
13	月		PM バルーンアート 10:30-12:00・14:00-15:30	お盆期間については日が近づいてきたら、出席人数によってシフトを見直します。 よろしくお願いします。	F	E	A	D	B	C	C
14	火				×	E	A	D	B	C	×
15	水				F	×	A	C	B	×	D
16	木				F	E	A	D	B	C	×
17	金		野外活動(大津市科学館)		F	E	A	C	B	C	C
18	土										
19	日										
20	月				F	A	E	B	C	D	C
21	火				F	A	E	B	C	D	×
22	水				F	A	E	B	C	×	D
23	木				F	A	E	B	C	D	×
24	金		PM 夏祭り		F	A	E	B	C	D	C
25	土										
26	日	PTA親子奉仕作業									
27	月				F	E	A	C	D	B	C
28	火	プラスバンド	PM お話し会 14:40-15:10		F	E	A	C	D	B	×
29	水		PM 誕生会		F	×	A	C	C	B	D
30	木	プラスバンド	PM DVD鑑賞		F	E	A	C	D	B	×
31	金		PM おおそうじ		F	E	A	C	D	B	C

A → 7:30-16:15
B → 8:00-16:45
C → 9:15-18:00

D → 9:45-18:30
E → 10:15-19:00
F → 10:30-19:15

休憩時間

→ 12:00-13:00(A・B)
→ 13:00-14:00(C・D・E・F)

《嘱託職員 学童保育所 指導員》

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会職員募集要項

- ◇職 種 学童保育所 指導員 (嘱託)
- ◇業 務 内 容 学童保育所(放課後児童クラブ)の保育業務等付随する業務全般
- ◇募 集 人 員 4名
- ◇資 格 幼稚園・小・中・高等学校教員免許、保育士、児童厚生1・2級指導員資格
のいずれかを取得している方(平成25年3月31日までに取得見込みの者を含む。)
- ◇年 齢 不 問
- ◇雇 用 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(更新の可能性有)
- ◇就 業 場 所 野洲市内の学童保育所 (採用後、就業場所を決定)
- ◇勤 務 日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
- ◇勤 務 時 間 午前10時から午後7時30分までの内8時間勤務
但し、春・夏・冬休み等の学校休業期間中(土・日・祝日、年末年始を除く)は、
午前7時15分から午後7時30分までの内8時間勤務

例えば・・・

*通常勤務の場合 10:00 出勤 → 18:45 退出 又は 10:45 出勤 → 19:30 退出 等

*学校休業期間中 7:15 出勤 → 16:00 退出 又は 10:45 出勤 → 19:30 退出 等

※いずれも45分間の休憩時間を含むシフト勤務

- ◇給 与 等 164,300円～ (年1回の昇給あり)
本会規程により通勤手当支給、賞与(一時金)、社会保険・有給休暇あり
- ◇試 験 日 時 平成25年2月14日(木) 午後1時30分から
場 所 ふれあいセンター (野洲市吉地1127番地)
- ◇選 考 方 法 作文・面接試験 (試験当日、写真添付の履歴書および資格証等の写しを持参)
試験実施後7日以内に合否の通知
- ◇申 込 方 法 所定の申込用紙(職業安定所、本会に設置)に記入のうえ提出してください。
※当試験を受験される方は、同時募集中の臨時職員との併願申し込みができます。
※ご都合によりFAXで申し込みをされる場合は、受付後に申込書(本人控)をFAX
にて返信しますので、ご自宅のFAX番号も記載してください。
- ◇申 込 受 付 月曜日～金曜日(祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで
- ◇申 込 締 切 日 平成25年2月12日(火) 午後5時15分まで

《お問い合わせ》 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 (担当：高 岡)

〒520-2413 野洲市吉地1127番地 (ふれあいセンター内)

TEL(077)589-4683 FAX(077)589-5783

《臨時職員 学童保育所 指導員》

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会職員募集要項

- ◇職 種 学童保育所 指導員（臨時）
- ◇業 務 内 容 特別な支援が必要な児童への保育業務等付随する業務全般
- ◇募 集 人 員 8名
- ◇年 齢 不 問
- ◇雇 用 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(更新の可能性有)
- ◇就 業 場 所 野洲市内の学童保育所（採用後、就業場所を決定）
- ◇勤 務 日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ◇勤 務 時 間 午後2時30分から午後6時30分までの4時間勤務
但し、春・夏・冬休み等の学校休業期間中（土・日・祝日、年末年始を除く）は、
午前8時30分から午後6時30分までの内8時間勤務
- 例えば・・・

 - *通常勤務の場合 14:30 出勤 → 18:30 退出
 - *学校休業期間中 8:30 出勤 → 17:15 退出 、 9:45 出勤 → 18:30 退出 等
 - ※8時間勤務の場合は45分間の休憩時間を含むシフト勤務。
 - ※学校行事等の都合により勤務時間を変更する場合があります。
- ◇賃 金 等 有資格者 時給900円（幼稚園・小・中・高等学校教員免許、保育士、
児童厚生1・2級指導員資格のいずれかを取得している方）
但し、資格をお持ちでない方は850円（年1回昇給あり）
本会の規程により通勤手当、有給休暇、雇用保険への加入あり
- ◇試 験 日 時 平成25年2月15日(金)午後1時30分から
場 所 ふれあいセンター（野洲市吉地1127番地）
- ◇選 考 方 法 面接試験（試験当日、写真添付の履歴書・有資格者は資格証等の写しを持参）
試験実施後7日以内に可否の通知
- ◇申 込 方 法 所定の申込用紙（職業安定所、本会に設置）に記入のうえ提出してください。
※ご都合によりFAXで申し込みをされる場合は、受付後に申込書（本人控）をFAX
にて返信しますので、ご自宅のFAX番号も記載してください。
- ◇申 込 受 付 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで
- ◇申込締切日 平成25年2月13日（水）午後5時15分まで

《お問い合わせ》 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会（担当：高岡）

〒520-2413 野洲市吉地1127番地（ふれあいセンター内）

TEL(077)589-4683 FAX(077)589-5783

◎野洲市こどもの家指導員の就労状況について

2. 指導員の就労状況の分析

○雇用保険の加入状況など

	指導員		指導員以外	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1 雇用保険	1 加入している	1 加入している	1 加入している	
2 労災保険	1 加入している	1 加入している	1 加入している	
3 厚生年金等	1 加入している	2 加入していない	1 加入している	
4 有給休暇	1 ある	1 ある	1 ある	
5 賞与	1 ある	2 ない	1 ある	
6 退職金	2 ない	2 ない	2 ない	

○平均勤続年数、平均給与など

	指導員				指導員以外			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
7 平均勤続年数	3年以上4年未満	年	52	人の平均	3年以上4年未満	年	65	人の平均
8 平均勤務時間	3時間以上40時間未満	時間/週	52	人の平均	20時間以上21時間未満	時間/週	65	人の平均
9 平均給与/月	10万円以上20万円未満	円/月	52	人の平均	7万円以上9万円未満	円/月	65	人の平均
10 平均給与/年	240万円以上260万円未満	円/年	52	人の平均	80万円以上100万円未満	円/年	65	人の平均

※平均勤続年数は、平成24年12月1日現在について、勤続年数の平均値

※平均勤務時間は、平成24年11月24日(土)～11月30日(金)の間に、実際に勤務した時間数(就業時間を含む。)の平均値

※平均給与(月額)は、平成24年12月に支払いを受けた給与の支給総額(支給総額:税金や各種保険料を控除する前の額、賞与は含まない)の平均値

※平均給与(年額)は、平成23年度(平成23年1月1日～平成23年12月31日)に支払いを受けた給与の支給総額(支給総額:税金や各種保険料を控除する前の額、賞与を含む)の平均値

(平成23年度中に就業された職員については、対象から除外。)

◎ 保育の質を担保した運営と
受益者負担のあり方について

第3回委員会 (H25. 4. 23)

◎ 保育の質を担保した運営と受益者負担のあり方について

1. 保育の質を担保した運営について

保育サービスは、子どもたちの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次の要素が考えられます。

① 保育環境等（施設設備の機能等）

- ・ 施設整備

国基準

野洲市

1.65 m²/入所児童1人あたり → 1.65 m²以上/入所児童1人あたり
70人/1クラス → 40人/1クラス

- ・ 待機児童の解消

学童への入所を希望する世帯に対し、適切かつ必要な保育サービスが受けられることや子ども一人ひとりや保護者に制度が行き渡っていることが制度の質を担保していると言える。

② 指導員の配置等

- ・ 運営基準に基づく運営

40人/専任指導員を2名配置

異年齢保育とノーマライゼーションの考えのもとで、子どもたちは共生して育つ。

- ・ 有資格指導員による保育

保育に携わる指導員の基礎的な技量と資質を担保するものであり、保護者の方が、安心して子どもたちを預けられる基盤となっている。

③ 保育の内容と専門性

- ・ 学校・保護者・地域の連携による保育の充実

学童保育所運営協議会を中心に、保育カリキュラムや安全管理等について、そのリスクも議論しながら保育内容の充実についてさらに議論していく。

- ・ 特別支援児への加配保育の取り組み

特別支援児にあっては、検討委員会を設けて、こどもの成長に合わせた、指導員の配置を行っている。（指導員研修の実施）

④ 情報公開とPDCAサイクル

- ・ 運営基準の見える化

こどもの家の運営の透明性の担保のため、運営基準の条例化を検討していく。

- ・ 事業評価と課題の共有化と改善策

事業の評価としては、子どもたちに豊かな放課後の生活を保障し、保護者の就労支援にも繋がっている。運営していく上で洗い出されてきた課題については、保護者や市民参加による運営を検証していく。今後も持続ある運営を考える委員会で議論していく。

◎保育の質を担保した運営と受益者負担のあり方について
2. 受益者負担のあり方について

	試算にあたっての留意事項	対 策
①	平成24年度予算額ベースで試算する。(指定管理料には、おやつ代含む。)	H24とH25は大きく変わらないため、委員会に提示している数値を採用し試算する。
②	課題である市職員1名分の人件費と加配指導員の人件費の取り扱いについての比較検討をシミュレーションし、野洲市の独自ルールである国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担のルールを再考する。	算出式は、比較検討する意味から、前回保育料改訂時(H21)の方式を踏襲し、試算する。
③	通年入所と季節入所の利用状況の差をどのように考えるか。	通年入所児童を増やしていく。
④	保育料の増額については、過重な住民負担とならないこと。改訂額が激増・急増とならないこと。	この場合、本来必要となる額をまず示し、必要であれば適正な緩和措置・経過措置を行う。
A 社協委託料から国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担額とする		
事業費 338,907,000	補助金額 57,097,000 対象金額 281,810,000 × 負担割合 50% 保護者負担金額 140,905,000 児童数713名 一人当たりの年額 197,623 月額 16,469 通年保育料 16,000 改め H25通年入所者数 年額 (×12=) 192,000 × 5 2 4 人 = 100,608,000	
B 総事業費(社協委託料+事務費)社協委託料から国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担額とする		
事業費 344,907,000	補助金額 57,097,000 対象金額 287,810,000 × 負担割合 50% 保護者負担金額 143,905,000 児童数713名 一人当たりの年額 201,830 月額 16,819 通年保育料 16,000 改め H25通年入所者数 年額 (×12=) 192,000 × 5 2 4 人 = 100,608,000	
市職員1名人件費600万		
C 加配人件費部の半分を市が負担 社協委託料から加配人件費の半分 国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担額とする		
事業費 297,951,000	補助金額 57,097,000 対象金額 240,854,000 × 負担割合 50% 保護者負担金額 120,427,000 児童数713名 一人当たりの年額 168,902 月額 14,075 通年保育料 14,000 改め H25通年入所者数 年額 (×12=) 168,000 × 5 2 4 人 = 88,032,000	
加配の人件費半分40,956,000円		

D 加配人件費部の半分を市が負担 総事業費(社協委託料+事務費) 国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担とする

事業費	303,951,000	-	補助金額	57,097,000	=	対象金額	246,854,000	×	負担割合	50%	=	保護者負担金額	123,427,000	児童数713名	一人当たりの年額	173,109	月額	14,426	改め	通年保育料	14,000	H25通年入所者数	168,000	年額 (×12=)	88,032,000	×524人=
市職員1名人件費600万																										
加配の人件費半40,956,000円																										

E 加配人件費を市が負担 社協委託料から加配人件費 国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担とする

事業費	256,995,000	-	補助金額	57,097,000	=	対象金額	199,898,000	×	負担割合	50%	=	保護者負担金額	99,949,000	児童数713名	一人当たりの年額	140,181	月額	11,682	改め	通年保育料	11,000	H25通年入所者数	132,000	年額 (×12=)	69,168,000	×524人=
加配の人員費81,912,000円																										

F 加配人件費を市が負担 総事業費(社協委託料+事務費) 国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担とする

事業費	262,995,000	-	補助金額	57,097,000	=	対象金額	205,898,000	×	負担割合	50%	=	保護者負担金額	102,949,000	児童数713名	一人当たりの年額	144,388	月額	12,032	改め	通年保育料	12,000	H25通年入所者数	144,000	年額(×12=)	75,456,000	×524人=
市職員1名人件費600万																										
加配の人件費81,912,000円																										

通常期間中は午後、長期休暇中は1日の開所となることから、

長期休暇中は通常期の 2.0 倍であると考え

月額保育料 11,000 円

年間保育料 132,000 円から過重負担

(193日) × 1日あたり参加料 + (46日 + 8日) ×

1日あたり参加料をAとする

$$193 \times A + (46+8) \times 2.0A = 132,000 \text{円}$$

$$301A = 132,000 \text{円}$$

1日あたり保育料

$$A = 438.54 \text{円 (1か月20日として、)}$$

長期休暇中保育料

$$2.0A = 877.08 \text{円 (1か月20日として、)}$$

8,771 円)

17,542 円)

平成24年度	
平日	193
給食なし	8
長期休業	46
合計	247

長期休業期間中の料金 877.08
改め額(季節希望の児童の料金)

時期	日数	計算額
4月春	6	5,262
夏休み7月	9	7,894
夏休み8月	23	20,173
夏休み9月	1	877
冬休み12月	5	4,385
冬休み1月	4	3,508
3月春	6	5,262
	54	47,362
		44,000

H25申込み状況から

	料金	人数
通年(月額)	11,000	524
季節(年間)	44,000	202
		合計
		78,056,000

3. 通年入所保育料12,000円の場合の季節入所保育料について

F 加配人件費を市が負担 総事業費(社協委託料+事務費)社協委託料から加配人件費 国県補助金を除いた残額の50%を保護者負担額とする

事業費	262,995,000	補助金額	57,097,000	=	対象金額	205,898,000	×	負担割合	50%	=	保護者負担金額	102,949,000
市職員1名人件費	600万										児童数	713名
加配の人件費	81,912,000円										一人当たりの年額	144,388
											月額	
											通年保育料	12,032 改め
											12,000 年額(×12=)	144,000
											× 524人=	75,456,000

平準化された月額保育料から長期休暇中の金額を算出する

月額 12,000 円の場合

児童保育所運営総事業費

338,907,000	-	補助金額	57,097,000	=	対象金額	281,810,000	×	負担割合	50%	=	保護者負担金額	140,905,000
											児童数	524名
											一人当たりの年額	268,903
											月額	
											通年保育料	22,409
											月額	12,000
											年額	144,000
											× 524人	75,456,000

平成24年度	
平日	193
給食なし	8
長期休業	46
合計	247

長期休暇中は通常期の 3 倍の預かり時間であることから

長期休暇中の保育時間 8:30から18:00=9時間30分

通常期の保育時間 15:00から18:00=3時間

長期休暇中は通常期の 3 倍の預かり時間であることから

月額保育料 12,000 円

年間保育料 144,000 円から通常負担

(193日)×1日あたり参加料+(46日×8日)× (3 倍)を考慮した一日当たり保育料を算出する

1日当たり参加料をAとする

193×A+(46×8)×	3A	=	144,000円
355 A		=	144,000円
1日当たり保育料	A	=	405.63円 (1か月20日として、
長期休暇中保育料	3A	=	1,216.90円 (1か月20日として、
			405.63円 × 20日 = 8,113 円)
			1,216.90円 × 20日 = 24,338 円)

長期休業期間中の料金 1,216.90 改め額(季節希望の児童の料金)

時期	日数	計算額	改め額
4月春	6	7,301	7,000
夏休み7月	9	10,952	10,000
夏休み8月	23	27,989	27,000
夏休み9月	1	1,217	1,000
冬休み12月	5	6,085	6,000
冬休み1月	4	4,868	4,000
3月春	6	7,301	7,000
	54	65,713	62,000

H25申込み状況から

料金	人数
通年(月額)	524
季節(年間)	202
合計	726

通常期間中は午後、長期休暇中は1日の開所となることから、

長期休暇中は通常期の 2.0 倍であると考え

月額保育料 12,000 円

年間保育料 144,000 円から通常負担

(193日)×1日あたり参加料+(46日+8日)×

1日あたり参加料をAとする

(2 倍)を考慮した一日当たり保育料を算出する

(2 × 1日あたり参加料) = 144,000

$$193 \times A + (46+8) \times 2.0A = 144,000 \text{円}$$

$$301 A = 144,000 \text{円}$$

$$1 \text{日あたり保育料 } A = 478.41 \text{円 (1か月20日として、} 478.41 \text{円} \times 20 \text{日} =$$

$$\text{長期休暇中保育料 } 2.0A = 956.81 \text{円 (1か月20日として、} 956.81 \text{円} \times 20 \text{日} =$$

9,568 円)

19,136 円)

平成24年度	
平日	193
給食なし	8
長期休業	46
合計	247

長期休業期間中の料金

時期	日数	計算額	改め額(季節希望の児童の料金)
4月春	6	5,741	5,000
夏休み7月	9	8,611	8,000
夏休み8月	23	22,007	22,000
夏休み9月	1	957	0
冬休み12月	5	4,784	4,000
冬休み1月	4	3,827	3,000
3月春	6	5,741	5,000
	54	51,668	47,000

H25申込み状況から

	料金	人数
通年(月額)	12,000	524
季節(年間)	47,000	202
合計		84,990,000

◎野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会概要

1. 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市こどもの家条例（平成17年野洲市条例第27号）第12条第2項の規定に基づき、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) こどもの家の事業に関すること。
- (2) こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること。
- (3) こどもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること。
- (4) こどもの家の保育料の額等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこどもの家の運営上必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) こどもの家に入所している児童の保護者
- (4) 市民（こどもの家に入所している児童又は入所を予定している児童の保護者及び同居の親族を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務について市長に意見を述べる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれる場合

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の用紙に自己の住所氏名を記入し、係員の指示及び傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

2 傍聴人の定員は、会場等の規模に応じて委員長がその都度定める。この場合において、傍聴人の数を規制する必要があるときは、先着順とする。

3 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 傍聴人が前3項に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども家庭課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会概要

2. 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会委員名簿

(任期 平成24年12月19日～所掌事務終了日まで)

敬称略

	氏 名	備 考
第3条第1号委員 (学識経験のある者)	藤井 昭彦	社会保険労務士
	大石 孝太郎	中小企業診断士、社会福祉士
第3条第2号委員 (教育関係者)	常諾 眞教	校長経験者
	井上 智子	野洲市立北野小学校校長
第3条第3号委員 (保護者代表)	原田 直樹	滋賀県学童保育連絡協議会会長
	山本 清喜	野洲市学童保育連絡協議会顧問
第3条第4号委員 (公募委員)	南 真弓	公募委員
第3条第5号委員 (市長が必要と認めた者)	諸頭 毅	野洲市自治会連合会副会長
	入江 幸一	野洲市篠原学区民生委員児童委員協議会会長
	北脇 晴彦	野洲市給与所得者の会理事長

